

BE KOBE

**令和 8 年度
兵庫県予算に対する提案・要望**



神 戸 市

神戸市政の推進にあたり、平素より格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本年1月に阪神・淡路大震災から30年を迎えました。神戸はこれまで市民が力をあわせて助け合うとともに、国内外からたくさんの支援をいただくことで復興を果たし、災害に強いまちづくりを進め、市外の被災地支援にも積極的に取り組んできました。次の世代においても、神戸が他の地域に貢献できる都市であり続けるため、阪神・淡路大震災の経験、知見、教訓を継承してまいります。また、4月には神戸空港で国際チャーター便の運用が開始されました。2030年前後の国際定期便の就航も見据え、国際化という新たなポテンシャルを最大限活用し、国際都市としての価値を高め、神戸を「さらなる高み」へ押し上げてまいります。

また、全国的な少子・高齢化に伴う人口の自然減が加速しています。本市においても新たな価値観、斬新な発想や、本市が保有するデータやエビデンスに基づいた政策立案（EBPM）により、オールドタウン化の進行や都市のスポンジ化に対応するなど、人口減少時代にふさわしいまちづくりを進めていくことが重要です。市民一人一人が幸せを実感でき、温かみのあるまちづくりを進めるとともに、豊かな自然に近接した都市としての強みを生かし、多様な主体の参画を促進しながら、森林・里山の再生やまちの緑化に取り組むなど、暮らしの質・都市の価値を高めていきます。さらに、果敢な成長戦略による投資の好循環の創出などにより、将来世代が過度な負担を背負い込むことがないよう、未来を見据えた循環型社会を創造し、持続可能な大都市経営を行うことで、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現を確かなものにしていきます。

これまでも様々な県市協調施策に取り組んできたところであり、引き続きその姿勢でより良い施策を展開していきたいと考えております。

本書に掲げるものは、本市が大都市としての役割と責任を果たすために必要な事項を厳選しておりますので、特段のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



令和7年11月

神戸市長 久元 喜造

提案・要望項目

| 重点項目

1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進	1
2. 広域幹線道路ネットワークの機能強化	3
3. 都心・三宮再整備の推進	6
4. グリーン社会の実現	7
5. 防災対策の推進	8
6. くらしの安全・安心の確保	10
7. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実	12
8. 地方創生・権限移譲の推進	14

| その他項目

1. まちの活力の創出	17
2. 安全・安心なまちづくりの推進	20
3. 教育環境・保健・福祉・医療の充実	22

重点項目

兵庫県予算に対する提案・要望
神戸 戸 市

1. 神戸空港の国際化を契機とした取組みの推進

»産業労働部、土木部、教育委員会

1) 神戸空港の航空需要拡大に向けた取組みの推進

○ 新たな市場開拓

- ・神戸空港が関西全体の航空需要の拡大に寄与するため、県内をはじめ神戸以西の自治体や企業への観光やビジネスの需要喚起を積極的に行い、神戸空港を活用した交流人口の拡大に資する新たな市場開拓を市と連携して進めること

○ 神戸空港の国際化を契機とした取組み

- ・神戸空港の国際化による効果を最大限発揮できるよう、県内各地における魅力的な観光コンテンツの創出・磨き上げを行うとともに、神戸市も含めた各地の観光コンテンツを連携させた一体的なプロモーションにより、広域観光の観点から県内周遊を促進すること
- ・グローバルで活躍する人材の育成に向け、県下の学生等が海外の文化やスポーツ等と接する機会を確保するため、神戸空港からの国際チャーター便を活用できるよう、支援制度を拡充すること

○ 広域的な交通ネットワーク網の拡充

- ・県内をはじめとした主要都市との直通リムジンバスなどによる交通ネットワーク網の拡充に向け、新たな支援制度を創設すること

2) 環境監視・地域振興に関する取組みの推進

○ 環境監視・地域振興に関する取組み

- ・住民の生活環境を守るため、環境監視結果の効果的な広報や相談対応、飛行経路の運用状況を踏まえた関係者会議の開催、地元意見への対応など、市や関係機関と連携し、継続して環境監視に取り組むこと
- ・新飛行経路の導入に伴う神戸空港の容量拡張・国際化が、地域の振興や経済発展に繋がるよう、空港とのアクセス強化や観光需要の拡大などに継続して取り組むこと

3) 神戸空港の機能強化に対する支援

○ 国際便受入拡大に向けたC I Qに関する国への働きかけ

- ・国際チャーター便の受入拡大や国際定期便の就航に向けたC I Q（税関・出入国管理・検疫）の人員体制・事業費の確保、各法令（関税法・出入国管理及び難民認定法、検疫法）による指定及び国際プライベートジェットの受入拡大に向けた制度のさらなる緩和について、関係機関への積極的な働きかけを行うこと
- ・旅客のスムーズな税関・出入国・検疫手続のため、先進的な機器・システム（共同キオスク、税関検査場電子申告ゲート、出入国審査場顔認証ゲート・自動化ゲートなど）を積極的に導入するよう、関係機関へ積極的な働きかけを行うこと

2. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

»土木部

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業推進に向けた国、阪神高速道路(株)への働きかけ

- 早期の全線供用（六甲アイランド～駒栄）に向けた事業推進
 - ・ 必要な事業費を確保するとともに、具体的なスケジュール等を示すこと
 - ・ 有料道路事業を最大限活用すること
 - ・ 暫定4車線化を含めたあらゆるコスト縮減策を講じること
 - ・ 海上部やポートアイランド地区、和田岬以西に早期に工事着手すること
- 直轄負担金の起債に対する地方交付税措置の拡充
 - ・ 従来の直轄高規格幹線道路並みに措置すること

2) 神戸西バイパスの事業推進に向けた国、西日本高速道路(株)への働きかけ

- 早期供用に向けた事業推進
 - ・ 必要な事業費を確保するとともに、具体的なスケジュール等を示すこと
 - ・ とりわけ自動車専用部については、有料道路事業を活用する事業スキームを堅持し、ミッシングリンクを早期に解消すること

3) 都市活動を支える幹線道路の事業推進に向けた国への働きかけ

- 国道175号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業推進
 - ・ 暫定2車線及び未整備区間の早期供用に向けた事業費の確保を行うこと
- 主要幹線道路の機能強化
 - ・ 広域ネットワークを充実させるため、ミッシングリンクとなっている新神戸トンネル南伸部など、主要幹線道路の機能強化に対して必要な支援を行うこと

4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現に向けた国への働きかけ

○ 利用しやすく様々な課題解決に資する高速道路料金の実現

- ・高速道路の有効活用を図るため、ネットワーク整備を着実に進めるとともに、高速道路を賢く使うための料金を実現すること

2. 広域幹線道路ネットワークの機能強化



3. 都心・三宮再整備の推進

»総務部、産業労働部、まちづくり部

1) 三宮周辺地区の再整備にかかる支援

○ 新たなバスターミナルの整備に対する財政支援

- ・国の直轄道路事業として整備する新バスターミナルⅠ期を含む神戸三宮雲井通 5 丁目地区（令和 9 年 12 月完成予定）、Ⅱ期を含む神戸三宮雲井通 6 丁目北地区の市街地再開発事業について、事業を遅滞なく安定的に進めていくための財政支援を行うこと

○ 官民が行う公共空間整備に対する財政支援

- ・三宮にある 6 つの駅と周辺のまちを一体的につなぎ、交通拠点としての機能や回遊性を高める「えき～まち空間」の実現に向け、官民が行う公共空間の整備に対する財政支援を行うこと

○ 国際的ラグジュアリーホテルの立地に対する財政支援

- ・本庁舎 2 号館再整備事業において、官民連携により誘致・整備を予定している国際的ラグジュアリーホテルの立地に対し、産業立地促進補助金による財政支援を行うこと

2) 魅力と活力あるまちづくりの実現に向けた連携

○ 三宮再整備と県庁舎周辺を含む元町エリアのまちづくりとの連携

- ・県庁周辺のまちづくりの検討に際しては、ＪＲ元町駅西口周辺のバリアフリー化等に関する検討を着実に推進するとともに、神戸市の進める三宮再整備や元町駅周辺のリニューアルプランの検討と相乗効果が発揮できるよう連携を図ること

4. グリーン社会の実現

»環境部、まちづくり部

1) 脱炭素社会の実現

○ 電動車に対する財政支援

- ・ 電動車の普及促進のため、燃料電池自動車・電気自動車の導入、運用に対する財政支援の拡充を行うこと

2) 「県民緑税」を活用した都市緑化事業の推進

○ 高質なまちなみを実現するための緑化事業への財政支援

- ・ 主要な鉄道駅周辺や街路・公園において、市が実施する高質な緑化・飾花事業に必要な補助要件の緩和を行うこと
- ・ 高質な民有地緑化を進めるため、事業者による積極的な活用を促す補助要件の緩和及び財政支援の拡充を行うこと

5. 防災対策の推進

»財務部、県民生活部、農林水産部、土木部、警察本部

1) 総合的な土砂災害対策の積極的な推進

○ 砂防・急傾斜地崩壊対策・治山事業の積極的な推進

- ・砂防堰堤等の砂防施設整備及び山腹崩壊対策である治山事業をより一層推進するための事業費を確保すること
- ・急傾斜地崩壊対策事業及び県単独補助治山事業について、近年、事業要望が多く、事業化待ち件数も多数あることから、着実に事業費を確保すること
- ・防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とした「まちづくり連携砂防等事業」の積極的な活用について検討すること

○ 六甲山系グリーンベルト整備事業の計画的な推進

- ・塩屋谷ブロックについて早期に事業完了すること

○ 災害に強く豊かな森づくりの推進

- ・県民緑税を活用する「災害に強い森づくり事業」の事業費の確保及び積極的な事業の推進、市が実施する事業への財政支援の拡充を行うこと
- ・林野庁所管の補助事業の採択及び事業費確保については県の支援協力が必要であるため、林野庁事業の採択に向け継続的な国への働きかけを行うこと
- ・森林環境譲与税を活用した森林整備、発生材の有効活用及び市内事業者の育成等の事業に関する専門的・技術的支援を行うこと

2) 河川の治水安全度向上

○ 都市基盤河川改修事業費の確保

- ・河川の氾濫防止や、地域住民に密着した都市河川の整備を引き続き推進し、災害に強い安全なまちづくりを早期に実現していくため、二級河川（妙法寺・伊川・櫛谷川）における都市基盤河川改修事業に必要な事業費を確保すること

(参考) 都市基盤河川の状況

- ・進捗率 約 66%
- ・残事業量 妙法寺川約 3.0km、伊川約 2.9km、櫛谷川約 3.5km
- ・令和 7 年度予算：300 百万円（令和 6 年度予算 309 百万円、R7/R6=0.97）

5. 防災対策の推進

○ 浸水が想定されている河川の河道改修や流域対策の推進

- ・洪水浸水想定区域（計画規模）において浸水が想定されている 35 河川のうち、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」が未策定である表六甲河川等について、これらを早期に策定し、必要な整備を行うこと

（参考）洪水浸水想定区域のある河川の計画策定状況

- ・河川整備基本方針：30/35 河川（12/17 水系）で策定済
- ・河川整備計画：19/35 河川（9/17 水系）で策定済

3）ため池の防災対策の推進

○ 防災重点農業用ため池の整備事業の推進

- ・定期点検により新たに整備が必要と判明した池を含め、推進計画に基づく整備の推進に必要な事業費を確保すること
- ・異常気象による局所的な大雨等による災害が頻発化しているため、応急的な防災工事に対する財政支援を行うこと

4）電線共同溝整備箇所における無電柱化の推進

○ 無電柱化に向けた警察所管施設工事に要する事業費の確保

- ・電線共同溝整備箇所における電柱の抜柱を推進するため、電柱添架信号機・感知器の移設及び地中配線への切替え等に要する事業費を確保すること

6. くらしの安全・安心の確保

»産業労働部、環境部、土木部、警察本部、福祉部、県民生活部

1) 交通事故・犯罪被害防止に向けた取組みの推進

○ 通学路等における危険箇所の改善

- ・交通事故の防止のため、引き続き通学路等の危険箇所を中心に、信号機や横断歩道、路面標示、標識等の新設・補修等に対して必要な事業費を確保するとともに、地域の実情を踏まえた安全対策を責任を持って行うこと

○ 警察官による通学路を中心とした巡回警備等の継続実施

- ・登下校時等における犯罪の抑止や交通事故の防止による児童生徒の安全確保及び地域の不安解消のため、引き続き警察官による通学路を中心とした巡回警備等を行うこと

○ 地域における犯罪抑止と体感治安の向上

- ・殺人等の凶悪犯罪や特殊詐欺の抑止など、地域の安全・安心を確保する観点から、地域におけるパトロールや要望把握活動、情報発信活動等を行い、市民の体感治安の向上と不安の解消に努めること
- ・市直営カメラ事業の推進について、引き続き設置場所の選定等に協力すること

○ 犯罪をした人等への支援

- ・犯罪をした人等が再び罪を犯すことのないよう、兵庫県地域生活定着支援センターの体制充実に努めるとともに、市・関係機関と連携して更生支援の推進を図ること

2) 暴力団対策の推進

○ 暴力団事務所等の周辺地域のパトロール等による安全確保

- ・市民の安全確保のため、引き続き暴力団事務所等の周辺地域のパトロール等を行うこと

3) 市内事業者・市民生活に対する支援

- 物価高騰等による影響を受ける市内中堅企業・中小事業者の事業継続・雇用維持・経営基盤の強化に対する支援
- 地域の生活に必要な公共交通を維持するための支援
 - ・ 燃油価格の高騰や運転手不足等による大きな影響を受ける公共交通事業者に対し、引き続き事業の維持・継続に必要な財政支援を行うこと

4) 生態系被害等防止対策の強化

- ニホンジカ、ツキノワグマの侵入・定着防止対策の実施
 - ・ 六甲山系の生態系保全や災害防止のため、周辺自治体及び国等の関係機関と連携したニホンジカの侵入・定着防止対策を実施し、生息域の拡大防止を図るとともに、必要な財政支援を行うこと
 - ・ 近年、ツキノワグマの行動範囲が県南部に拡大していることから、広域的なモニタリングを一層強化するとともに、市が実施する調査について必要な財政支援を行うこと
- 特定外来生物対策の強化
 - ・ 特定外来生物のうち、特に初確認から間もないクビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、ナガエツルノゲイトウ等による被害及び分布の拡大を阻止するため、防除対策への支援の拡充や広域防除連絡体制の強化を図ること

7. 子育て環境・保健・福祉・医療の充実

»総務部、福祉部、教育委員会

1) 多様な高校教育環境の維持

○ 兵庫県内の多様な高校教育環境の維持に向けた抜本的な対策の実施

- ・大阪府独自の高校授業料無償化の影響により兵庫県内の高校の競争力が低下することのないよう、県立高校はもとより、県内の私立高校も含めた抜本的な対応策の検討を行い、実効性のある取組みを早急に実施すること

2) 保育・福祉施設等の環境改善

○ 地域区分の見直しにかかる国への働きかけ

- ・幼稚園・保育所等の公定価格や介護・福祉サービスの報酬、児童養護施設等の措置費の設定については、これまでの処遇改善推進の取組みに逆行することがないよう、国に対して働きかけること

(参考)「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(令和 7 年 6 月閣議決定)抜粋
「介護、障害福祉、保育における令和 6 年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する」

3) 特別支援教育の推進

○ 特別支援学校の整備

- ・特別支援学校への就学を必要とする児童生徒の受入れ体制については、特別支援学校の設置義務のある県において構築すること

○ 北区における特別支援学校の早期建替え

- ・施設設備に問題がある県立神戸特別支援学校の建替えを早期に実施すること

4) 国民健康保険制度の安定化

○ 国民健康保険制度の安定化に資する事業の促進

- ・保険料水準の統一に向けては、円滑に移行できるよう市町と十分に協議を行うとともに、医療費適正化や収納対策などの市町の取組を評価し後押しするための新たなインセンティブ制度について、必要な財政支援を行うこと

5) 後期高齢者医療保険料の増加抑制

○ 財政安定化基金を活用した保険料増加抑制策の実施

- ・令和8・9年度の後期高齢者医療保険料料率改定において、被保険者の過度な負担増とならないよう、保険料増加抑制策を実施すること

8. 地方創生・権限移譲の推進

»総務部、企画部

1) 事務・権限及び税財源の移譲

○ 県から市への事務・権限及び税財源の移譲

- ・基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、事務・権限及び事務執行に必要な税財源の移譲を進めること

その他項目

兵庫県予算に対する提案・要望
神戸 戸 市

1. まちの活力の創出

»県民センター、企画部、県民生活部、産業労働部、環境部、土木部、
まちづくり部、教育委員会

1) 市街地西部地域の活性化への支援

○ 新長田駅周辺における県市一体となったまちの活性化の推進

- ・駅前広場の再整備や西市民病院の若松公園への移転などをさらなる「まちの賑わい」につなげるため、引き続き、新長田キャンパスプラザとの連携など、「新長田合同庁舎地域連携会議」を活用した取組みを進めること
- ・ＪＲ新長田駅への快速停車及び東口の設置について地域住民の機運醸成とともに、ＪＲ西日本に対して働きかけるなど、県市一体となってまちの活性化を推進すること

○ 地下鉄海岸線沿線施設や企業との一層の連携による集客力の強化

- ・兵庫津ミュージアムやノエビアスタジアム神戸、神戸生活創造センター等を核とした賑わいを一層創出すること
- ・地下鉄海岸線沿線における企業の活動拠点、集客施設や県関係機関等の立地を促進すること

2) 公共交通の維持・充実

○ 西北神地域の主要な基幹鉄道である神戸電鉄に対する支援

- ・国の採択条件に合わせた鉄道施設の改良・更新にかかる事業費を確保すること
- ・粟生線の存続を図るため、引き続き、広域行政を担う兵庫県が中心となって調整すること

○ 生活バス路線補助にかかる要件の見直し

- ・県の補助要件である平均乗車密度について、小児や定期利用者の取扱いを、運賃収入でなく実際の乗車人数に基づくよう見直すこと

3) 「神戸マラソン」開催にかかる取組みの継続

- さらなる魅力的な大会運営にかかる事業費の確保および人員の配置

- ・ 県市・関係団体との連携のもと、新しいコースとなった神戸マラソンがさらに魅力的な大会となるよう、安全・安心な大会の運営に必要な事業費の確保および人員を配置し、競技性の向上やまちの賑わい創出などに取り組むこと

4) 「神戸ルミナリエ」の財政支援

- 阪神・淡路大震災犠牲者の鎮魂と大震災の記憶を語り継ぎ、まちのさらなる魅力発信と集客を目指し開催する「神戸ルミナリエ」に対する財政支援の継続

5) 地場産業の振興

- 地場産業強化に対する支援

- ・ 灘の酒、ケミカルシューズ、真珠加工、スイーツ、アパレルなどの地場産業における需要拡大、販路開拓、ブランド力強化、魅力発信、人材育成等の事業者への支援を拡充すること

6) 商店街・小売市場の活性化への支援

- 商店街・小売市場への財政支援の拡充

- ・ 安全・安心で魅力ある商店街・小売市場が持続可能な地域拠点として運営できるよう、施設・環境整備や賑わい創出・集客にかかる事業への財政支援の拡充等を図ること

7) 文化財の保護・活用の推進

- 文化財修理補助にかかる事業費の確保

- ・ 文化財の保存修理や埋蔵文化財発掘調査等を計画的に実施し、文化財の活用を積極的に支援するため、国庫補助金の増額を国に対して働きかけること
また、これに伴う県の随伴の予算額を引き続き確保すること
- ・ 県指定文化財の滅失を未然に防ぐため、防災設備の設置・改修のみならず保守点検等の維持・管理に関する財政支援を拡充すること

8) 豊かな海づくりの実現に向けた取組みの推進

○ 栄養塩類の増加措置の推進

- ・兵庫県栄養塩類管理計画に規定している栄養塩類増加措置実施者の追加や、大阪湾における関係自治体等が連携・協力する場である「大阪湾灘協議会」の結成等、海域への栄養塩類の供給に向けた取組みを推進すること

2. 安全・安心なまちづくりの推進

»農林水産部、環境部、土木部、まちづくり部、企業庁

1) 総合的な土砂災害対策の積極的な推進

○ 土砂災害特別警戒区域等の速やかな指定更新及び住宅・建築物土砂災害対策支援事業における住宅賃借費の制度創設

- ・開発等の土地改変により、新たに土砂災害（特別）警戒区域が指定される箇所については、土地購入者等の不利益が生じないように改変後、速やかに基礎調査を実施し、区域指定を行うこと
- ・土砂災害特別警戒区域内住宅の移転支援において、高齢・単身世帯にとっては、住宅の建設・購入のハードルが高く、賃貸住宅への転居希望が多いことから、住宅賃借の助成メニューを創設すること

（参考）住宅・建築物土砂災害対策支援事業（県）

土砂災害特別警戒区域から移転する場合の費用支援

- ・対象：区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を移転し代替家屋の建設を行う者
- ・内容：①既存住宅の除去等に要する費用
②既存住宅に代わる住宅の建設に要する費用を借入れた場合における利息相当額補助
③住宅の建設・購入又は改修に要する経費（利子相当額補助を活用する場合に限る）

2) 兵庫県水道用水供給事業の推進

○ 将来的な水需要の動向を見据えた効率的な事業経営の実施

- ・将来的な水需要の動向を見据えた投資の精査など効率的な事業経営に努め、受水費負担の軽減を図ること

○ 水源の異常渇水へのリスク管理の徹底と対応策の検討

- ・渇水に伴う取水制限時に各受水団体の受水量調整を的確に行うこと
- ・渇水時の受水団体への影響が最小限になるよう、関係団体と積極的に調整するとともに、長期的な視点に立った対応策を検討すること

3) 水質保全対策の推進

- 千苅水源池における環境基準達成に向けた羽束川・波豆川の積極的な水質保全対策の推進
 - ・環境基準の達成に向けて、千苅水源池上流域の自治体と連携しながら、水田等のリン負荷の発生源に対する、有効な低減対策を継続的に実施すること
 - ・豪雨発生時における表土や倒木の千苅水源池への流入を抑制するため、水源池流域における保安林制度や住民参画型の森林整備事業等を活用した水源林保全策をより一層推進すること

3. 教育環境・保健・福祉・医療の充実

»総務部、福祉部、保健医療部、教育委員会

1) 教育・保育施設等の環境改善に向けた財政支援

○ 保育士・幼稚園教諭等の就業及び定着の促進を図るための処遇改善

- ・質の高い教育・保育を提供するため、教育・保育施設等で働く職員のさらなる処遇改善策に向けて、財政支援を拡充すること
- ・私学助成幼稚園の教諭のさらなる処遇改善策に向けた財政支援を拡充すること

(参考) 保育士等の処遇改善にかかる取組み (本市独自の取組み)

○ 民間児童福祉施設職員給与改善費

民間保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業等の正規雇用職員に対し、勤続年数に応じた補助金を支給

○ 保育人材の確保・定着促進にかかる一時金支給

- ・新卒保育士・潜在保育士 (正規雇用) への一時金支給

支給額: [1・2年目] 30万円

- ・採用後3～7年目の保育士 (正規雇用) への一時金支給

支給額: 年20万円

※本市の定める長時間預かりを実施する幼稚園の教諭も対象

○ 潜在保育士等職場復帰支援一時金

潜在保育士が、朝・夕・休日の時間帯でパート勤務として雇用された場合に10万円を支給

※本市の定める長時間預かりを実施する幼稚園の教諭も対象

(参考) 私学助成幼稚園の状況

○ 市内の私学助成幼稚園の園数

平成26年度:97園 平成27年度:63園 令和5年度:30園 令和6年度:19園 令和7年度:15園

○ 私立学校振興助成 (経常費補助) 国1/2、都道府県1/2

公定価格 (施設型給付費) 国1/2、都道府県1/4、市1/4

○ 1号子どもにかかる公定価格 (施設型給付費) の実績額

令和6年度:95億円 (国:35億円、県:30億円、市:30億円)

○ 私立幼稚園等の特別支援教育に対する支援の充実

- ・私立幼稚園及び学校法人立の認定こども園に対する「私立幼稚園特別支援教育振興費補助金」について、施設規模にかかわらず令和6年度の水準の補助単価を確保するとともに、療育手帳等を有していない特別支援の必要な幼児に対象範囲を拡大すること

(参考) 私立幼稚園特別支援教育振興費補助金の補助単価

対象児童1人 施設規模80人未満 国:39.2万円、県:39.2万円

施設規模80人以上 県:39.2万円

対象児童2人以上 国:39.2万円、県:39.2万円

2) 保健衛生施策の充実

- 骨髄移植後等における予防接種の再接種助成事業の拡充
 - ・所得制限を撤廃し、抗がん剤治療等で医師が特に必要と認める場合も助成対象とするよう拡充すること
- 若年の末期がん患者の在宅ケアに関する財政支援の拡充
 - ・40歳未満のがん患者の方が住み慣れた生活の場で、安心して自分らしい生活を送れるよう、助成対象への福祉用具・在宅医療機器の購入費用の追加、在宅サービス利用料の助成率・上限額の引き上げなど、財政支援の拡充を行うこと
- がん患者アピアランスサポート事業の拡充
 - ・がん治療による外見の変化により、社会参加への不安を持つがん患者の方への補正具の購入費用の助成制度における所得制限及び助成回数制限の廃止など、補助要件を緩和し、財政支援の拡充を行うこと
- 帯状疱疹ワクチン接種助成事業の継続実施と補助額の拡充
 - ・帯状疱疹ワクチン接種助成事業を、継続して実施するとともに、さらなる経済的負担を軽減するため補助額を拡充すること

3) 地域医療提供体制の整備

- 産婦人科・小児科をはじめとする医師確保対策のさらなる充実
 - ・夜間・土日休日の救急を担う勤務医への手当の財政支援を行うこと
 - ・産科医の分娩取扱手当等を拡充すること
 - ・子育て世代医師の働きやすい職場環境を整備すること
- 看護師等の安定的な確保に向けた総合的な対策の充実
 - ・看護師等養成所や院内保育所等の運営に対する財政支援を拡充すること
 - ・潜在看護師の復職促進のための臨床実務研修等に対する支援を拡充すること
 - ・ナースセンター（ナースバンク事業）や看護職員登録制度のPRを行うこと
- 市内における小児救急医療体制に対する支援の充実
 - ・小児初期救急センター運営事業の国の補助要件である県の随伴補助を実施すること

○ 地域医療介護総合確保基金における政令市への配分枠の設定

- ・大都市が早期に地域包括ケアシステムを構築できるよう、政令市への配分枠を設定するなど、政令市が主体的に事業に取り組むことのできる財政支援の仕組みを構築すること

○ 県から市への事務・権限及び税財源の移譲

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局の機能の認定制度にかかる事務の移譲に際しては、十分な協議を行うとともに、必要な財政支援を行うこと

4) 子育て世帯の医療費負担への支援

○ 乳幼児等医療費助成及びこども医療費助成の継続

5) 妊婦に対する支援

○ 不安や問題を抱える妊婦への支援にかかる費用負担の見直し

- ・予期せぬ妊娠SOS相談事業及び特定妊婦等居場所確保・自立支援事業について、県下全域を対象とした事業であることから、県下市町に対し支援実績に応じた適切な事業費負担を求めること
- ・また、利用者支援は本市保健師が担っているほか、居場所退所後の母子生活支援施設等の利用に関する費用も本市負担となっていることから、財政支援を拡充すること

6) 介護現場における就業環境向上に対する支援

○ 訪問看護師・訪問介護員等の安全確保

- ・訪問看護師・訪問介護員等安全確保・離職防止対策事業について、専門職以外の職員による同行訪問を補助対象とするなど、要件を緩和して活用しやすい制度とすること

7) 孤独・孤立に対する支援

○ ヤングケアラー等に対する支援の拡充

- ・家族にケアを要する人がいることで、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている児童や若者、声をあげることができない社会的弱者などに対する支援や、関係機関・周囲の関係者への理解の促進など、施策の拡充を図ること

8) 社会環境の変化に応じた教育活動の推進

○ 小中学生の体験活動の改善

- ・小学生の環境体験や自然学校、中学生の「わくわくオーケストラ教室」や「トライやる・ウィーク」などの体験学習について、保護者の経済的負担を軽減するため、事業費を確保するとともに、実情に応じた柔軟な事業実施を可能とすること

○ 高校生の保育体験の推進

- ・今年度より実施されている「高校生保育の仕事やりがい魅力体験事業」について、可能な限り多くの受入れ希望施設数で実施されるよう、生徒や保護者への認知度向上に取り組むこと

(参考) 本市で受入を希望する保育 139 施設、保育体験を希望する高校生 56 人

